

平成15年6月27日

株 主 各 位

東京都稲城市矢野口1776番地
富士通フロンテック株式会社

代表取締役
社 長 宮 澤 達 士

第88回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第88回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第88期（自 平成14年4月1日
至 平成15年3月31日）営業報告書、貸借対照表および損益計算書の
内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第88期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決され、利益配当金は1株につき5円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。
変更の内容は下記のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
第8条（株式取扱規則） 当会社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿への記載（記録を含む。以下同じ。）、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株券の再発行、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続きおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。	第8条（株式取扱規則） 当会社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿への記載（記録を含む。以下同じ。）、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株券の再発行、 <u>株券喪失登録</u> 、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続きおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p>第9条（名義書換代理人） 当社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿および実質株主名簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株券の再発行、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>第9条（名義書換代理人） 当社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株券の再発行、<u>株券喪失登録</u>、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>第13条（決議方法） 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除いて出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>第13条（決議方法） 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除いて出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>
<p>第25条（任 期） 監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>第25条（任 期） 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>

第3号議案 取締役2名選任の件

本件は、取締役に山下 修司、前谷 宗扶の両氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役3名選任の件

本件は、監査役に小堀 功、佐藤 恭の両氏が再選され、新たに守谷 高志氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、監査役 守谷 高志氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

第5号議案 退任取締役役に退職慰労金贈呈の件

本件は、退任取締役 遠藤 武、島ノ江 隆博の両氏に対し、その在任中の労に報いるため退職慰労金を、当社の一定の基準に従い相当額の範囲内で贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任することに承認可決されました。

以上

役員人事について

監査役の互選により、小堀 功、佐藤 恭の両氏が常勤監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

第88期利益配当金のお支払いについて

第88期利益配当金は、同封の「郵便振替支払通知書」によりお支払いいたしますので、払渡期間内（平成15年6月30日から平成15年7月31日まで）にお近くの郵便局でお受取りくださいますようお願い申し上げます。

既に銀行振込をご指定の方には、「利益配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」を同封いたしましたので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

配当金の税制が変わりました

平成15年度税制改正により、

平成15年4月1日から平成20年3月31日までの間に株主様が受取る当社配当金につきましては、源泉徴収率は10%となります。

配当金の源泉徴収税率

平成15年4月1日から 平成15年12月31日まで	平成16年1月1日から 平成20年3月31日まで	平成20年4月1日以降
源泉徴収税率 所得税 10%	源泉徴収税率 10% 内訳 所得税 7% 住民税 3%	源泉徴収税率 20% 内訳 所得税 15% 住民税 5%

（発行済株式総数の5%以上を所有する個人の株主様は、上記の特例は適用されません。）

少額配当申告不要制度の上限額が撤廃され、当社の年間配当受取額が10万円を超える場合も、源泉徴収のみで納税を完了できるようになりました。また、確定申告をして配当税額控除を適用のうえ、総合課税を選択することも可能です。

（当社の発行済株式総数の5%以上を所有する個人の株主様は、上記の特例は適用されません。）

源泉分離選択課税制度（35%源泉徴収）は、平成15年3月31日をもって廃止されました。従って配当金につき源泉分離課税の選択申告書をご提出の方も、今後は35%の税率は適用されません。

詳しくはお近くの税務署にご確認ください。

~~~~~  
当社は決算公告に代えて、貸借対照表および損益計算書を当社のホームページ

（<http://www.frontech.fujitsu.com/ir/kk/>）

に掲載することといたしました。

~~~~~  
「第88回定時株主総会招集ご通知」をご送付しておりません株主の皆様には、ご参考までに「第88期報告書」を同封いたしましたので、ご高覧ください。